

# 奈良県立医科大学医学部教育評価委員会規程

## (設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部に教育評価委員会を置く。

## (目的等)

第2条 教育評価委員会は、医学部全体、医学科及び看護学科の教育課程、教育内容及び教育方法の評価等に関する事項について協議し、学長に答申するものとする。

## (組織)

第3条 教育評価委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 医学部長
  - 二 看護学科長
  - 三 教育開発センター専任教員
  - 四 その他学長が指名する外部委員 若干名
- 2 教育評価委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は医学部長を、副委員長は看護学科長をもって充てる。

## (会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

## (委嘱)

第5条 第3条第1項第4号の委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が委嘱する。

- 2 学長は、委員に欠員が生じた場合は、前項の規定にもとづき、すみやかに委員を補充しなければならない。

## (任期)

第6条 第3条第1項第4号の委員の任期は2年とする。

- 2 前条第2項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (庶務)

第7条 教育評価委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育評価委員会の運営等に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則 (平成27年6月17日)

この規程は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月19日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。